

宮崎市事故報告要領

宮崎市における介護保険施設等及び有料老人ホームでの事故報告について以下のとおりとします。

1. 報告すべき範囲

報告すべき範囲は、直接、処遇又はサービスの提供を行っていた場合（事業所外における処遇等を含む。）に発生した事故とします。

2. 報告すべき事故

- 1) 利用者の死亡・意識不明・窒息
- 2) 負傷等（医療機関受診が必要なもの。念のため受診したが異常なしの場合も含む。）
- 3) 誤薬（服薬を間違える等の事故で結果的に異常なしの場合も含む。）
- 4) 離設（施設敷地外への無断外出）
- 5) 利用者家族等からの苦情につながると思われるもの
- 6) その他、報告が必要と判断されるもの

※報告すべき事故の種別は、次に掲げるものとします。

転倒、転落、誤嚥、圧迫・接触・摩擦、誤薬、与薬もれ等、医療処置関連（チューブ抜去等）、異食、原因不明、その他

3. 報告にあたっての留意点

- 1) 死亡（自殺を含む。）については、死亡診断書で老衰や病死など主に加齢を原因とする死因の記載がなされたものは報告不要です。
- 2) 別紙、介護保険施設等における事故報告書（以下、事故報告書）の診断内容の欄については、医療機関を受診した結果を記載してください。
なお、治療が必要な場合は、治療の期間について確認し、30日以上入院又は通院を要する負傷・疾病については、「その他」欄に『治療に30日以上の見込み』と記載してください。
- 3) 報告後に、事故の対象者の容態が急変して死亡した場合等は、再度事故報告書を提出してください。その際は別紙に第2報、第3報…と記載して報告してください。

4. 報告の時期

事故の事故後の処理状況にもよりますが、事故発生後2週間以内に所定の報告を行ってください。ただし、事故の程度が大きいもの（死亡、意識不明、窒息）については、3日以内に報告を行ってください。

5. 報告する項目

別紙事故報告書の定めるとおり（必要事項を全て記載してください。）

6. 賠償保険について

事故が発生した場合、事業所のみ判断で保険の適用や賠償の必要性を判断せず、保険会社等にも相談しながら適切に対応してください。

7. 報告の方法

事故報告書の提出については、可能な限りメールで行ってください。FAX や郵送でも構いませんが、利用者の死亡・意識不明・窒息などの重大な事故と判断されるものについては、介護保険課に直接提出してください。

FAXで提出される場合は、文字がつぶれて読み取れないことがありますので、可能な限りパソコンで作成したものを送信してください。

8. 記録の保管

事故の状況及び対応等は必ず記録し、完結の日から2年間保存してください。

9. 適用開始年月日

令和3年5月1日以降に発生した事故について適用します。

改訂 令和5年6月28日以降に発生した事故について適用します。